

訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションサービス契約書

様(以下「利用者」といいます)とはまなす医院 訪問リハビリテーション(以下「事業者」といいます)は、事業者が利用者に対して行う訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションサービス(以下「サービス」といいます)について、次の通り契約します。

第1条(契約の目的)

事業者は、利用者に対し介護保険に関する法令の趣旨に従って、利用者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、このサービスを提供します。

第2条(契約期間)

- 1 この契約の契約期間は20 年 月 日から利用者の要介護認定又は要支援認定(以下「要介護認定等」といいます)の有効期間満了日までとします。
- 2 契約期間満了の2日前までに、利用者から事業者に対して、文書による契約終了の申し出がない場合には、本契約は同じ条件で更新されるものとし、以降も同様とします。

第3条(リハビリテーション計画)

- 1 事業者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、居宅サービス計画、居宅介護予防サービス計画に沿った、訪問リハビリテーション計画・介護予防訪問リハビリテーション計画(以下「リハビリテーション計画」といいます)を作成します。
- 2 事業者は、リハビリテーション計画を利用者及び家族と面接して作成にあたります。また、その内容を利用者及びその家族に説明し、文章により同意いただきます。
- 3 事業者は、リハビリテーション計画作成後、遅滞なく利用者に交付します。

第4条(サービス内容の変更)

利用者はいつでもサービスの内容を変更するよう申し出ることができます。事業者は、利用者からの申し出があった場合、第1条に規定する居宅介護サービス契約の目的に反する変更を拒む正当な理由がない限り、速やかにサービスの内容を変更します。

第5条(介護保険の適用をうけないサービスの説明)

事業者は、提供するサービスのうち、介護保険の適用を受けないものがある場合には、そのサービス内容及び利用料を説明し、利用者の同意を得ます。

第6条(サービスの提供の記録)

- 1 事業者は、サービスの提供に関する記録をつけることとし、これをこの契約完結後5年間保管します。
- 2 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所にて、当該利用者に関する第1項のサービス実施記録を閲覧できます。
- 3 利用者は、当該利用者に関する第1項のサービス実施記録の複写物の交付を受けることができます。その場合、事業所は重要事項説明書に定める金額を利用者に請求できるものとします。

4 第10条第1項から第3項の規定により、利用者又は事業者が契約の解除を文書で通知し、かつ、利用者が希望した場合、事業者は、直近のサービス内容及びその実施状況に関する書面を作成し、利用者に交付します。

第7条(料金)

事業者が提供する料金の規定は、重要事項説明書のとおりとします。

第8条(利用料の滞納)

- 1 利用者が、正当な理由なく事業者を支払うべき利用料の自己負担分を3か月分以上滞納した場合は、事業者は利用者に対し、1か月以上の期間を定め、期間内に滞納額の全額の支払いがないときには、この契約を解除する旨の催告をすることができます。
- 2 事業者は、前項の催告をした場合には、担当の介護支援専門員、又は利用者が住所を有する市町村等と連絡を取り、解除後も利用者の健康・生命に支障のないように、必要な措置を講じます。
- 3 事業者は、前項の措置を講じた上で、利用者が第1項の期間内に滞納額の支払いをしなかったときは、文書をもってこの契約を解除することができます。

第9条(契約の終了)

- 1 利用者は、事業者に対して、文書で通知することにより、いつでもこの契約を解除することができます。
- 2 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1か月間の予告期間を置いて理由を示した文書で通知することにより、この契約を解除することができます。この場合、事業者は担当の介護支援専門員又は利用者が住所を有する市町村に連絡を取り、必要な処置を講じます。
- 3 事業者は、利用者又はその家族等が事業者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行なった場合、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解除することができます。
- 4 次の事由に該当した場合は、この契約は終了するものとします。
 - ① 利用者が介護保険施設や医療機関等へ入所または入院をした場合
 - ② 利用者の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合
 - ③ 利用者が死亡した場合
 - ④ 利用者の病状、心身状態が著しく悪化し、適切なサービスの提供が困難とされた場合

第10条(秘密保持)

- 1 事業者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を法令等により提供を要求された場合を除き、第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 2 事業者は、利用者の医療・介護サービス上必要がある場合には、医療機関等に利用者に関する心身等の上方を提供できるものとします。また、サービス担当者会議においても同様とします。

第11条(賠償責任)

- 1 事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。
- 2 事業者は、自己の責めに帰すべき事由がない場合には、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- ① 利用者が、契約時に利用者の心身の状況及び病歴の重要事項について故意にこれを告げず、または不実告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- ② 利用者が、サービス実施のための必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、または不実告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- ③ 利用者の急激な体調の変化等、事業者が実施したサービスを原因としない自由にもつぱら起因して損害が発生した場合
- ④ 利用者が、事業者の指示・依頼に反して行った行為に起因して損害が発生した場合

3 利用者が故意または過失により、事業者の設備、備品等に通常の保守管理の限度を超える損害を与えた場合、利用者は事業者に対して、その損害を賠償します。

第12条(相談・苦情対応)

事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、自ら提供したサービスに関する利用者の要望、苦情に対し、迅速かつ適切に対応します。

第13条(医療機関等との連携)

- 1 事業者は、サービスの提供にあたり、介護支援専門員及び保険医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。
- 2 事業者は契約締結後にその旨を介護支援専門員・保健師等に速やかに連絡します。
- 3 事業者はこの契約の内容が変更された場合又はこの契約が終了した場合には、その内容を速やかに介護支援専門員・保健師等に連絡します。

第14条(虐待の防止のための措置に関する事項)

- 1 事業者は、虐待等に対する相談窓口を設置し、利用者の人権の擁護・虐待等の防止に努めます。
- 2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに利用者が住所を有する市町村に連絡をとります。

第15条(本契約に定めのない事項)

利用者及び事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行し、この契約に定めのない事項については、介護保険に関する法令その他関係法令の趣旨を尊重し、双方が誠意をもって協議の上定めるものとします。

第16条(裁判管轄)

この契約に関し訴訟が生じた場合の裁判管轄について、利用者及び事業者は、利用者の所在地を管轄する裁判所を第一管轄裁判所とすることにあらかじめ合意します。

訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション重要事項説明書

訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションサービスの提供にあたり、当事業所が説明すべき重要事項は以下のとおりです。

1 事業者の概要

事業者名称 医療法人はまなす
所在地 札幌市北区篠路4条9丁目12番45号
代表者名 理事長 工藤 岳秋
電話番号 011-776-3030

2 事業所の概要

事業所の名称 医療法人はまなす はまなす医院 訪問リハビリテーション
所在地 石狩市花畔4条1丁目141番地1
管理者 工藤 立史
電話番号 0133-64-6622
指定番号 0117610436

3 事業の目的と運営方針

■目的

医療法人はまなすが開設する 医療法人はまなす はまなす医院 訪問リハビリテーション(以下「事業所」という)が行う指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションのサービス(以下「サービス」という)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態(介護予防訪問リハビリテーションにあたっては要支援状態)にある高齢者に対し、適正なサービスを提供することを目的とします。

■運営方針

事業所の従業者は、要介護等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、その他、必要なりハビリテーションアプローチを行うことにより、利用者の心身の機能維持を図り、生活機能の維持又は向上を目指すものとします。

サービスの実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

4 職員体制

【管理者】 1名(常勤兼務)

【従業員】 理学療法士 1名(常勤兼務)

5 営業時間及びサービス提供

■営業時間 13:30～17:00（電話 8:30～17:00）

■サービス提供日 月曜日から金曜日（ただし祝日、年末年始を除く）

6 事業実施地域

石狩市（厚田、浜益区を除く）、札幌市北区

7 サービスの提供

- ① 利用者が主治医に申し込み、主治医が事業所に交付した診療情報提供書をもとに事業所医師が指示書を交付し、訪問理学療法士等がサービスを実施します。
- ② 利用者または家族から事業所に直接申し込みがあり、指示書がない場合は、主治医に訪問リハビリ指示書または診療情報提供書の交付を求めるよう依頼します。事業所医師の診察を受けていただく場合があります。
- ③ 利用者、介護支援専門員と担当理学療法士等が訪問日時を決定します。
- ④ 重要事項説明書の説明・同意、契約書を締結し、訪問リハビリを開始します。

8 サービス内容

- ① 血圧・体温・呼吸・脈拍測定、全身状態の観察
- ② 心身機能の評価、機能訓練
- ③ 日常生活動作・手段的日常生活動作の評価、練習
- ④ 家族や介護者への適切な介助方法の提案
- ⑤ 住環境の評価、福祉用具利用の提案
- ⑥ 外出・移動手段の検討、アドバイス
- ⑦ 余暇活動の提案・拡大、地域コミュニティとの関わり合い促進

9 利用料

介護保険の適用を受ける場合、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額となります。

【介護保険】

■基本利用料

1単位につき10円 ※サービス提供体制強化加算を含む（20分につき6単位）

	20分	40分	60分
訪問リハビリテーション	314 単位	628 単位	942単位
介護予防訪問リハビリテーション	304単位	608 単位	912単位

※事業所医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合

1回（20分）につき ▲50単位

■訪問リハビリテーション 各種加算

リハビリテーションマネジメント加算※1	イ	180単位／月
	ロ	213単位／月
短期集中リハビリテーションマネジメント加算 (退院・退所・認定日より3か月以内)		200単位／日
認知症短期集中リハビリテーション実施加算		240単位／日
退院時共同指導加算(退院につき1回まで)		600単位／回

■介護予防訪問リハビリテーション 各種加算

退院時共同指導加算(退院につき1回まで)	600単位／回
短期集中リハビリテーション実施加算 (退院・退所・認定日より3か月以内)	200単位／日

※1 リハビリ事業所医師が利用者・家族へ説明・同意を得た場合にリハビリテーションマネジメント加算(イ)・(ロ)の算定に加えて、270単位加算されます。

10 サービスの利用に関する留意事項

- ① 利用者は、事業所が提供するサービスで定められたサービス以外の業務を事業者には依頼することはできません。
- ② サービス実施に関する指導はすべて事業者が行います。但し、利用者の事情・意向等に十分配慮をします。
- ③ サービス実施のために必要な備品等(水道・ガス・電気を含む)は無償で使用させていただきます。
- ④ サービス利用当日、利用者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更を行います。その場合、変更したサービス内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。
- ⑤ サービスは、利用者の心身の状況に十分配慮して実施しますが、まれに運動後の筋肉痛や内服薬の影響による内出血など身体に不調をきたすことがあります。

11 訪問の際の禁止行為

理学療法士等は、利用者に対するサービスの提供にあたって次に挙げる行為は行いません。

- ① 利用者もしくは家族等からの金品等の授受
- ② 利用者の家族等に対するサービスの提供
- ③ 利用者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
- ④ その他、利用者もしくはその家族に対する迷惑行為

12 利用料金の支払い

- ① 利用料は1か月ごとにまとめて請求しますので訪問担当者にお支払い下さい。利用料の受領に関わる請求書は訪問担当者が訪問時にお渡しします。
- ② 交通費はサービス利用料金に含まれます。ただし、サービス提供実施地域以外の場合、別途、交通費を請求します(往復 4kmまで200円、～10kmまで400円、10km超600円)。また、周囲に駐車スペースがなく有料駐車場(コインパーキング)の利用が必要な場合は、事前にお知らせし駐車料金を請求することがあります。
- ③ 事業所は、介護保険制度の改正により、介護報酬等の変更があった場合や消費税の増税等があった場合、当該サービス料を変更することができるものとします。

13 サービスの予約取り消し

- ① 訪問リハビリテーションの利用予約取り消しにおいては、取り消しが決まった時点で担当者へご連絡下さい。原則、取り消し料は発生しませんが、未連絡などの場合においては実際の利用料はかかる場合があります。
- ② 悪天候等によりサービスが安全に提供できない場合は休みになることがあります。その場合は事業所より連絡いたします。

14 虐待の防止

- ① 事業者は、虐待等に対する相談窓口を設置し、利用者の人権の擁護・虐待等の防止に努めます。
- ② 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者(利用者の家族等利用者を現に擁護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに利用者が住所を有する市町村に連絡を取り、必要な処置を講じます。
- ③ 虐待防止の為の指針の整備をします。
- ④ 虐待防止の為の対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について事業所内で周知徹底します。
- ⑤ 虐待防止の為の研修会を定期的実施します。

15 サービス利用にあたっての禁止事項について

利用者又は家族、関係者等において、次に掲げるいずれかの事由が発生した場合は、やむを得ずサービスを終了する場合があります。

- ① 従業者に対して行う暴言、暴力、嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為
- ② パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、カスタマーハラスメントなどの行為
- ③ サービス利用中に従業者の写真や動画撮影、録音などを無断で SNS 等に掲載すること

16 苦情相談窓口

利用者は提供されたサービスについて苦情があった場合は、下記の窓口に対し苦情を申し立てることができます。

はまなす医院 訪問リハビリテーション 担当者 諏訪 仁美	0133-64-6622
北海道国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談窓口	011-231-5175
石狩市役所総合保険福祉センター高齢者支援課 介護高齢担当	0133-72-6121
札幌市保健福祉部介護保険課 介護保険課	011-211-2547

17 非常災害時の対応

防災管理についての責任者を定め、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する視点から火災・風水害・地震等の自然災害ならびに感染症に対処するため、事業継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練(シミュレーション)を年2回以上実施します。

18 事故発生時の対応

事故が発生した場合は、直ちに利用者の家族、居宅介護支援事業所または地域包括支援センター等に連絡するとともに、応急手当等必要な措置を施し、関係市町村へ連絡します。

19 緊急時の対応方法

サービスの提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合、家族または緊急連絡先へ連絡します。また必要な場合において、利用者の主治医または事業所の主治医へ連絡し、医師の指示に従います。

家族または緊急連絡先に繋がらない場合、事業所の判断で医療機関への受診をしていただく場合があります。その際の費用は利用者または利用者の家族にお支払いいただきます。

【協力医療機関】

名 称	篠路はまなすクリニック
所在地	札幌市北区篠路4条9丁目12番45号
電話番号	011-776-3030
入院設備	あり
契約の概要	当事業所と同一法人

【利用者の主治医】

氏 名	
医療機関名	
電話番号	

【緊急連絡先】

氏 名	
住 所	
電話番号	
勤務先	
勤務先電話番号	

医療法人はまなす はまなす医院 訪問リハビリテーションの契約を証するため、本書2通を作成し、利用者及び事業所の双方が署名の上、それぞれが1通ずつを保管するものとします。また、その提供にあたり、利用者に対し本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

契約締結日 20 年 月 日

石狩市花畔4条1丁目141番地1

医療法人はまなす はまなす医院 訪問リハビリテーション

代表者 工藤 立史

重要事項説明者

説明者職名

氏名

私は、当事業所の利用契約内容、および重要事項の説明を受け、はまなす医院訪問リハビリテーションの提供開始に同意します。

<利用者>

住所

氏名

<家族代表>

住所

氏名 (利用者との続柄:)

私は、本人の契約意志を確認し、署名を代行します。

(代理人)

住所

氏名 (利用者との関係:)

個人情報利用同意書

私(及び私の家族)の個人情報については、下記により必要最低限の範囲内で使用することに同意します。

1 個人情報を利用する目的

- (1) 介護サービスの提供をうけるにあたって、介護支援専門員と介護サービス事業者との間で開催されるサービス担当者会議において、利用者の状態、家族の状況を把握するために必要な場合。
- (2) 上記(1)のほか、主治医、介護支援専門員又は介護サービス事業所との連絡調整のために必要な場合。
- (3) 現に介護サービスの提供を受けている場合で、本人が体調等を崩し又はケガ等で病院へ行ったときで、医師・看護師等に説明する場合。
- (4) 市町村や保健所の実施する保健福祉サービスとの連携を強化し総合的な在宅療養を実施する場合。
- (5) 医療関係実習生受け入れ時にカルテの開示、情報提供、訪問の同行をする場合。

2 個人情報を提供する事業所

- (1) 居宅サービス計画に掲載されている介護サービス事業所
- (2) 病院又は診療所(体調を崩し又は診療することになった場合)
- (3) 担当地域の市役所または保健所
- (4) 実習を委託している教育機関

3 使用する期間

サービスの提供を受けている期間

4 使用する条件

- (1) 個人情報の利用については、必要最低限の範囲で使用するものとし、個人情報の提供にあたっては関係者以外に洩れることのないよう細心の注意を払います。
- (2) 個人情報を使用した会議等、個人情報利用の内容等の経過を記録します。

5 広報活動等での個人情報の利用について

上記以外に、はまなす医院訪問リハビリテーション広報活動のためのホームページ・広報誌・パンフレット・SNS などに活動の様子の写真を掲載することがあります。

以上

はまなす医院 訪問リハビリテーション

【 広報媒体への写真の掲載に 同意する / 同意しない 】

20 年 月 日

<利用者>

住所

氏名

<家族代表>

住所

氏名

(利用者との続柄:)

(代理人)

住所

氏名

(利用者との関係:)